

大阪家裁総第192号

令和4年3月18日

山中理司様

大阪家庭裁判所長 森

純子



司法行政文書開示通知書

3月2日付け（3月7日受付）で申出のありました司法行政文書の開示（大阪家裁後見センターだより第29回）について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

後見センターだより（第29回）（片面で11枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話06（6943）5432

後見センターだより（第29回）

1 はじめに

前回（本連載第28回）に引き続き、総合支援型後見監督人の運用の在り方等について紹介します。今回は、親族後見人として求められる一般的な知識・経験とは具体的にどのようなものであるのか（すなわち、総合支援型後見監督による支援の目標・到達点がどのようなものであるのか）について検討した上で、可能な範囲で、総合支援型後見監督人の選任から辞任許可申立てに至るプロセスのモデルについて明らかにします¹。

10

2 親族後見人として求められる一般的な知識・経験（総合支援型後見監督による支援の目標・到達点）

（1）到達点の設定と到達点に関する認識共有の必要性

成年後見制度基本計画（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」といいます。）は、後見人²による望ましい後見事務について、本人³の自己決定権の尊重を図りつつ身上に配慮することや「チーム」の一員として本人の権利擁護を図ることを挙げています。このような望ましい後見事務を実現するためには、親族後見人として求められる一般的な知識・経験（一通りの後見事務を概ね問題なく行うことができる程度の能力）について、支援を「受ける側」の親族後見人、支援を「する側」の総合支援型後見監督人、そして、「運用・監督する側」の家庭裁判所の三者が認識を共有することが必要です。

そこで、後見センターでは、基本計画が目標とするところの利用者がメリットを実感できる制度・運用を実現すべく、親族後見人として求められる一般的な知

¹ 前回の繰り返しになるが、飽くまで現時点における検討の到達点にすぎず、今後変容していく余地がある。

² 成年後見人を「後見人」という。

³ 成年被後見人を「本人」という。

識・経験、すなわち、総合支援型後見監督人による支援の目標を「総合支援型後見監督人による支援の目標（到達点）」⁴（以下、単に「到達点」といいます。）のとおり整理しました（末尾参照）。

（2）「到達点」の概要

「到達点」は、基本計画の趣旨を踏まえ、後見事務を「意思決定支援」、「財産管理事務」、「身上保護事務」、「報告事務」、「地域における相談窓口理解」の五つの観点に分け、それぞれについて親族後見人として求められる一般的な知識・経験⁵を定めています。「到達点」に示したポイントは、いずれも、基本的かつ重要な事項です。

ア 意思決定支援

「到達点」では、意思決定支援について、平成30年に大阪意思決定支援研究会が策定した「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」⁶、及び令和2年に意思決定支援ワーキング・グループが策定した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」⁷のエッセンスをまとめ、本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取ることが重要であり、そのための知識・経験が必要であることを明示しています。

イ 財産管理事務

親族後見人の中には、本人の財産と親族後見人の財産とを区別し、本人の意思を踏まえて管理する必要性を十分に理解していない人もいます（これまでに、

⁴ 「到達点」については、そのポイントをまとめた文書を手続案内において交付するほか、総合支援型後見監督人が作成する監督事務報告書の書式末尾に添付したものを、今後、後見センターHPに掲載する予定である。

⁵ 「到達点」を見ても分かるとおり、親族後見人として求められる一般的な知識・経験とは、必ずしも専門職の後見人が有するものと同等のものをを目指しているものではない。後見等事務上の様々な困難な課題に対する対処・検討において、専門職の後見人の意義や役割は、なお大きいものがある。

⁶ いわゆる「大阪版意思決定ガイドライン」のことをいう。

⁷ いわゆる「全国版意思決定ガイドライン」のことをいう。

施設に入所している本人所有の自宅を、本人にとって不要な範囲で、本人財産を用いて増改築（しようと）する例もありました。そこで、「到達点」では、親族後見人には本人財産の把握、区別、本人の意思を踏まえた適切な管理についての知識・経験が必要であることを明示しています。

5 ウ 身上保護事務

身上保護事務について、親族後見人には、本人の身の回りの世話や介護との違いを十分に理解してもらう必要があります。そこで、「到達点」では、親族後見人には本人の意思を踏まえつつ、福祉・医療等の関係者⁸等からなる「チーム」の一員として適切な身上保護を選択する必要があることを明示しています。

10 エ 報告事務

親族後見人の中には、書面の作成や提出に慣れていない人も少なくなく、後見センターでは、日々、報告期限を過ぎた後見人に督促をしたり、報告書の記載や添付資料が不十分な後見人に追完を求めたりしています。

初回財産目録等の重要性については、本連載第26回で指摘したとおりですが、「到達点」では、報告事務についても、総合支援型後見監督人の積極的・能動的な支援が必要な分野であることを明示しました。とりわけ後見開始当初の段階で、親族後見人に報告事務についての知識・経験を身に付けてもらう必要性は大きく、また、それらを身に付けられれば、親族後見人の大きな自信にもつながるでしょう。

20 オ 地域における相談窓口理解

大阪府下における中核機関等の整備状況は、市町村によって区々ですが、大阪府の御尽力により、「各市町村の成年後見制度関係窓口一覧」が取りまとめられました⁹。「到達点」では、親族後見人が、この一覧表に記載された本人が居

⁸ 例えば、本人が在宅であればケアマネージャーや相談支援事業所等、施設・病院に入所・入院中であれば施設職員や病院関係者等が想定される。

⁹ 今後、裁判所が配布する「成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック」に掲載するとともに、大阪府のHPにおいても公開される予定である。なお、上記窓口につ

住する地域における福祉・行政の相談窓口を認識することで、地域で孤立することなく後見事務を進められるようになることを期待しています。

(3) 総合支援型後見監督人の職務～「支援」と「監督」の関係～

総合支援型後見監督人は、選任後9か月間（以下、この期間に限る場合を「当初支援期間」といい、後述のとおり、延長した場合の期間を含めた全体について「総合支援型監督期間」といいます。）にわたり、親族後見人に対し、「到達点」を見据えて後見事務全般にわたる総合的な「支援」を行うとともに、従来型の後見監督人¹⁰と同様、親族後見人の後見事務が適正に行われているかを「監督」することになります。

親族後見人は、総合支援型後見監督人による「支援」の結果、自らの職責について理解を深め、総合支援型監督期間の終了時には、専門職の関与（「支援・監督」）なく一人で適切に後見事務を遂行できるようになることが期待されています。このような過程を総合支援型後見監督人の側からみれば、「監督」を行う中で、親族後見人に指導・助言すべき事項や日常的な相談に応ずるべき事項、いわば「支援」のポイントが判明することが考えられます。

このように、「支援」と「監督」とは表裏一体のものであるといえるでしょう。

3 総合支援型後見監督人の選任から辞任許可申立てに至るプロセス

(1) 当初支援期間について

総合支援型後見監督人は、審判確定後、速やかに一件記録を検討するとともに、親族後見人や本人との面談を実施し、支援者・関係者と連携して、本人の状況及び後見事務遂行上の課題を確認します。

また、総合支援型後見監督人は、審判確定日から1か月と2週間以内（目安）に親族後見人から後見等事務報告書（初回）等を受領し、審判確定日から2か

いて、最新の情報については、大阪府のHPで確認されたい。

¹⁰ 成年後見監督人を「後見監督人」という。

月と1週間後までに同書類を含めて監督事務報告書（初回）を裁判所に提出することになります。

さらに、総合支援型後見監督人は、審判確定日から8か月後（目安）に親族後見人から後見等事務報告書（2回目）等を受領し、審判確定日から9か月後に監督事務報告書（2回目）を裁判所に提出します。ここで、総合支援型後見監督人として、親族後見人が「到達点」に達しているか否かを見極め、本人にふさわしい後見体制についての意見（後記(2)）を述べることになります。
5

(2) 当初支援期間終了時の意見について

当初支援期間終了時、親族後見人が到達点に達している場合において、①更なる支援¹¹が必要でなければ、総合支援型後見監督人は、その旨の意見を述べた上で辞任許可申立てを行うことになります。
10

これに対し、親族後見人が到達点に達していない場合において、②総合支援型後見監督人による支援を更に一定期間継続することで到達点に達する見込みがあるとき、③到達点に達しているか否かを見極めるためには当初支援期間では不足するとき、④把握された課題について総合支援型後見監督人の支援を必要としているが、同課題への対応を見た上で到達点に達しているか否かを見極めたいときのほか、親族後見人が到達点に達している場合においても、⑤支援商品の利用の適否について当初支援期間では判断できないとき、あるいは、支援商品の利用に向けた支援がなお必要であるときには、家庭裁判所は、当初支援期間から更に一定期間¹²、総合支援型監督期間を延長することがあります。
15
20

これらの場合には、総合支援型後見監督人は、②ないし⑤のいずれに該当する

¹¹ 例えば、個別の課題に対応するために従来型の後見監督人が必要な場合や、親族後見人が継続して専門職後見監督人の関与を要望する場合等があり得る。なお、後者の場合において、総合的な支援を続ける中で本人や親族後見人と強い信頼関係を構築した総合支援型後見監督人が、従来型の後見監督人を務めることもあり得る。

¹² ②③④の場合は当初支援期間を含めて選任から最長2年（総合支援型監督期間）を予定している。これに対し、⑤の場合は到達点に達したと認定された時から更に最長3か月を予定している。

かという意見を述べるにとどまり、辞任許可申立ては行わないことになります。

(3) 総合支援型監督期間終了後について

総合支援型監督期間が終了した後の総合支援型後見監督人は、まず、親族後見人が到達点に達している場合であって、更なる支援が必要でないときは、その旨の意見を述べた上で辞任許可申立てを行うことになります。
5

これに対し、到達点には達しているが、本人の権利擁護を図るために専門職後見監督人が継続して関与して親族後見人を支援・監督する必要性がある場合又は、残念ながら到達点に達しなかった場合には、誰（どのような職種）による後見体制が適切かについて意見を述べるとともに、原則として、辞任許可申立てを行うことになります。
10

4 次回への架け橋

総合支援型後見監督人が、総合支援型監督期間内に、親族後見人に対して必要かつ十分な支援を行うためには、「到達点」の内容及び趣旨を十分に理解した上で、
15 後見事務全般にわたる課題（潜在的な課題を含みます。）を見極め、親族後見人が「到達点」に達するまでのプロセスを想定・策定しておく必要があります。

そこで、次回の後見センターだよりでは、総合支援型後見監督人による「到達点」を意識した監督事務の在り方について、後見開始の審判確定後から当初支援期間終了に至るまで（9か月間）の標準的な内容を明らかにしたいと考えています。
20

総合支援型後見監督人による支援の目標（到達点）

1 意思決定支援の到達点について

意思決定支援ガイドラインの基本的な考え方に関する以下の事項について説明を受け、理解すること

- ① 本人のことを決めるときに、本人の意思を無視して決めたり、後見人や支援者等の価値観や判断等を本人に押し付けたりしてはいけないこと
- ② 本人が自分で自分のことを決めたり安心して自分の意見を伝えたりすることができるようになるためには、後見人や支援者等が日頃から本人と信頼関係を構築するとともに、本人が日常的な事柄について自分で決めたことを尊重される経験を重ねることが大事であること
- ③ 一見不合理に見える意思決定を行ったというだけで、本人に自分で決める力がないと判断されるものではないこと。また、本人が自分で決めることができるかどうかは、その時点でその課題ごとに判断する必要があること
- ④ 本人の意思決定について実行可能であらゆる支援（必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなどして、本人が意思決定をするために必要な支援をすること）を尽くしたのでなければ、本人には意思決定ができないと判断できること
- ⑤ 本人が自分で決めることができないときでも、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思に基づき行動すべきであること
- ⑥ 本人の意思を推定することすらできない又は本人が表明した意思等が本人にとって見過ごすことができない重大な影響を生ずる場合には、本人にとって最善の利益に基づく方針をとること。また、代行決定は、

意思決定を先延ばしにできず、他に方法がない場合に限って行うこと

- ⑦ 本人の居所の変更等重要な事項について本人の意思決定を支援するにあたっては、支援者と協力することが大事であること

2 財産管理事務の到達点について

- ① 本人財産の全体を正確に把握した上で、本人財産を他人の財産とはつきり区別して管理できること
- ② 本人の意思を踏まえて策定した本人財産の管理に関する基本的な方針に基づき、本人財産を適切に管理できること（後見人の思い込みだけで本人財産を管理してはならないことにつき、理解すること）

3 身上保護事務の到達点について

- ① 本人の意思を踏まえて策定した基本的な方針に基づき、本人の身상을適切に保護できること
- ② 以下の事項について、理解すること
- 定期的に本人と面会し、本人の心身・生活状況を把握する必要があること
 - 後見人は「チーム」の一員として、必要に応じて、福祉・医療等の支援者に相談すること。本人に生活上の問題点や身上面での課題が生じた場合には、支援者に適切なタイミングで相談し、その助言を受けること

5

4 報告事務の到達点について

以下のような基本的な事務を適切に行えること

- ① 最新かつ的確な書式を用いて、適切な内容の書面を作成すること

- ② 提出すべき書面・資料とそうでない書面を選別し、前者のみを提出すること
- ③ 提出すべき書面を、提出期限までに提出すること
- ④ 添付資料には、資料番号を振ること

5 地域における相談窓口理解の到達点について

本人が居住する地域における福祉・行政の窓口について、認識すること

以 上

今回は、本人死亡後に後見センターが提出を求める書面についてです。本連載の第8回や第22回などでも触れたところではありますが、各種書面の提出期限の点を中心に、改めて簡単に御説明します。

本人死亡後直ちに提出する書面について

○ 死亡を証する書面

後見人、保佐人及び補助人（以下、併せて「後見人等」といいます。）は、本人死亡の情報に接した後、**直ちに**後見センターに死亡を証する書面（死亡診断書、死亡届又は除籍謄本（いずれも写しで可））を提出してください。

ただし、死亡を証する書面を直ちに提出できない場合には、まず、後見センターに本人死亡の連絡を入れ、**連絡後2週間以内に**死亡を証する書面を提出してください。

本人が死亡すると同時に法定後見が終了する等の重大な効果が発生するため、死亡を証する書面は、上記期間内に、確実に提出していただく必要があります。そこで、後見センターでは、後見人等から本人死亡の連絡票が提出されたときには、担当書記官から、後見人等に対して、2週間以内に死亡を証する書面を提出していただくよう電話でお願いすることにしています。この連絡により、後見人等のお手を煩わせることがあるかもしれません、後見センターの運用として、一律に行って
いることですので、御了承ください。

その後に提出する書面について

死亡を証する書面を提出していただいた後は、裁判所から所定の事務連絡を送付し、その後の事務の流れや期限を御案内しているところですが、

以下、代表的なパターンについて御説明します。

○ 死亡時 3 点セット

死亡を証する書面の提出後は、**速やかに**、死亡時 3 点セット（後見等事務報告書（前回の定期報告時～死亡時）、死亡時を基準日とする財産目録、通帳写し等の裏付け資料）を添付の上、報酬付与申立てを行ってください。

○ 収支報告書及び引継関係書類

報酬付与審判後は、**本人死亡から 4 か月以内に**、①死亡時以降の全収支を記載した報告書（5万円を超える収支については裏付け資料を添付する。）並びに②本人財産の相続人等への引継書及び引継時を基準日とする財産目録を提出してください。なお、後見等事務費、弁済期の到来している債務及び後見人等報酬を清算すると積極財産が残らない場合には、**報酬付与審判から 1 か月以内に**、①を提出してください。

以上